

別表3

中古の貸付機械等及びその貸付期間

生乳リース

(単位:年)

項 目	品 目	新品の 貸付期間	耐用年数 の全部を経 過した機械 等の貸付 期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間														
				経過年数/貸付期間														
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー (車台、タンク、メータ)	5	2	4	3	2	2											
	ミルクタンクトレーラー (ヘッド)	4	2	3	2	2												
	ミルクタンクトレーラー (車台、タンク、メータ)	5	2	4	3	2	2											
	ミルクタンクコンテナ	7	2	6	5	4	3	3	2									
	ソフトタンク(タンク)	3	2	2	2													
	ソフトタンク(洗浄装置)	15	3	14	13	12	11	11	10	9	8	7	7	6	5	4	3	
貯乳冷却施設	機械器具	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2							
	汚水処理施設の機械器具	7	2	6	5	4	3	3	2									
オートサンプラ		5	2	4	3	2	2											
滅菌貯乳施設	機械器具	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2							
情報通信機器		5	2	4	3	2	2											
保冷車		5	2	4	3	2	2											
冷蔵機能付輸送車		5	2	4	3	2	2											
宅配専用車		3	2	2	2													
経営管理機器		6	2	5	4	3	2	2										
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6	2	5	4	3	2	2										

注 1 本表の貸付期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2の耐用年数から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付機械等に基づき別途定めるものとする。